πορνεία とパウロ共同体の 聖性について

— 1コリント5-7章を中心に¹

Πορνεία and Pauline Community's Holiness: A Case of 1 Corinthians 5-7

村山 盛葦 Moriyoshi Murayama

キーワード

性的不品行、聖性、道徳的不浄、祭儀的不浄、黙示的終末論

KEY WORDS

sexual immorality, holiness, moral impurity, ritual impurity, apocalyptic eschatology

要旨

本小論ではパウロが性的不品行を忌避する理由について二つの論点から考察する。一つは性的不品行が強い汚染力を持っているということ。この理解は旧約聖書(特に祭司文書や神聖法集)や第二神殿時代のユダヤ教文献に見られるもので、「汚れ」は単なる比喩ではなくリアルなものとして捉えられていた。本小論では旧約聖書に考察を限定して、祭儀的不浄に比べて道徳的不浄は該当者、神殿さらにはイスラエルの土地に深刻な事態を被らせることを考察する。二つ目の論点は黙示的終末論において性的不品行が敵の表象として機能しているということ。パウロが運用している黙示的終末論における社会的・宇宙的二元論は、彼が性的不品行を黙示・終末論的敵の表象として捉えていた証左であることを考察する。それゆえ、性的不品行が信仰共同体内に生じることは「神の国」を受け継ぐ聖なる共同体にとって重篤な事態を意味する。

SUMMARY

This article investigates, from two viewpoints, the reason why Paul abhorred sexual immorality. First, I deal with the idea of the defiling force of sexual immorality. I argue that the idea can be found in the Old Testament (particularly the Priestly and Holiness sources) and in the second-temple literature and, furthermore, that compared with ritual impurity, moral impurity incurs serious damages to the person, the sanctuary, and the land. Second, I deal with sexual immorality as an apocalyptic enemy. I argue that the social and cosmological dualism found in Paul's arguments shows that he ranked sexual immorality among the apocalyptic enemies. Therefore, when believers commit sexual immorality in their faith-community, it means that they put in peril the holy community that shall inherit the Kingdom of God.

1. 問題の所在

1コリ5-7章においてパウロは近親相姦、売春、夫婦生活など性にまつわる諸問題を 扱っている。彼の議論を通して明らかに分かることは、πορνεία を犯した者を信仰共 同体から取り除く、あるいは πορνεία が生じないように予防線を張ることに懸命に なっていることである。5章では近親相姦を異邦人の間にもないほどの πορνεία であ ると誇張し(5:1)、罪を犯した男性信徒を共同体から取り除き、サタンに引き渡すこ とを命じている(5:2,5,11,13)。6章では聖霊の宮であり、キリストの体の一部であ る信徒が遊女と交わることはあり得ないと断言し (6:15, 19)、πορνεία を避けるよう 命じている(6:18)。7章では、パウロのように独身でいることが理想であるが、情欲 に負けて、πορνεία を犯すぐらいであるなら、πορνεία を避けるために結婚するよう に勧告している(7:2)(類似した勧告が「十二族長の遺訓」のレビの遺訓9:9-10に見 られる:「姦淫の霊に気をつけよ。その霊は永続し、お前の子孫によって聖所をけが すだろうから。だからまだ若いうちに、評判のよい、汚されていない、異邦人出身で ない妻を娶れ」²)。そして、サタンに誘惑されないためにも夫婦生活における性的営 みを祈りの生活も考慮しながらお互い納得して持つように助言している(7:5)。ま た、いかに結婚が重荷で厄介であるかを論述し (7:28, 32-34, 38)、再婚は勧めず (7:11, 40)、彼のように独身であることが最高善として提示している (7:7, 8, 40)。し かし、にもかかわらず、πορνεία を避けるためには結婚も止むを得ない、としてい る。興味深いことに、性欲を含めた情動の制御を体得することが求められたヘレニズ ム時代の哲学賢人と違って、パウロは情欲を抱くこと自体、またそれを制御できない

こと自体をここでは非難の対象としていない。結果として生じる π opveiα の事態を回避することが第一義的であることが彼の論調から明らかである。このようにこれら3つの章は π opveiα の回避を一貫したテーマとしてもっていると言える 3 。

では、なぜ πορνεία をこれほど忌避するのか。なぜ彼の理想である独身主義を妥協してまでも、πορνεία を避けることを優先させるのか。また、近親相姦者を共同体から排除せよ、という裁きの宣言をなぜ発するのか。これらの理由を本小論では考えて行きたい。

従来の研究では信仰共同体メンバーによる不道徳が共同体の混乱、分裂の一因になっていること 4 、コリントという都市の特殊性に深刻な性的な乱れがあること 5 、などがパウロの倫理勧告の要因としてしばしば指摘されてきた。本小論では、これらの要因以外に π opveí α の汚染力、黙示・終末論的敵の表象としての π opveí α という二のの事柄も要因であった可能性を指摘したい。この考察がパウロの倫理勧告についての議論を深めることに寄与することができれば幸いである。

2. πορνεία の汚染力

パン種のたとえを通して示しているように(1コリ5:6-8)、πορνεία が信仰共同体の部分に終わらず、その強い汚染力のために共同体全体を汚し、その聖性を脅かすという危惧をパウロは抱いていたと思われる。現代人の多くはこれを単なる比喩表現として理解する傾向にあるが、パウロにとってパン種のたとえは以下に考察するようにπορνεία による汚れがリアルであることを伝えるものである。そのような認識はユダヤ教の清浄理解に深く関係していると思われるので、以下にそれを考察する。

ユダヤ教の清浄理解は旧約聖書、第二神殿時代の文献(旧約外典・偽典、死海文書、フィロンなど)、ヨセフス、そしてラビ・ユダヤ教文献によって知ることが出来る。そこでは広範囲にわたって詳細な議論がなされ、解釈は多岐にわたる。網羅的考察は本小論の目的を超えるため、ここではユダヤ教の清浄理解の基盤を与えている旧約聖書に考察を限定し、それがパウロの清浄理解、特にπορνείαの汚染力を吟味するための重要な手がかりであることを指摘したい。また、3人の重要な研究者(J. Neusner、J. Milgrom、J. Klawans)に注目しながら、本小論の考察を進めていく。

Neusner、Milgrom、Klawans は共通して旧約聖書に祭儀的(儀式的)不浄と道徳的(倫理的)不浄という二種類の清浄理解があることを認めている 6 。Klawans によると、祭儀的不浄は一時的で、沐浴や待機・隔離によって取り除くことができる。不浄の源は、分泌物、死体など「自然で、多かれ少なかれ避けることができない」ものであり、それゆえ、これらの不浄に接触すること自体、罪ではない 7 。以下に該当箇

所を概観する。

レビ記11-15章と民数記19章は祭儀的不浄とその処置と清めの儀式について説明している。不浄の源は出産、皮膚病⁸、家屋のかび、性器からの分泌物、死体など日常生活において避けることが出来ないものである。

出産について、男児を生んだ場合、33日間、女児の場合、66日間の自宅待機が課せられ、その期間終了後、焼き尽くす献げ物を奉納して完全に清められる(レビ12章)。皮膚病は症状によって慎重に隔離期間が吟味される(レビ13:1-46)。最終的には清めの儀式によって清められる(レビ14:1-32; 列王下5:14 — 重い皮膚病を患ったナアマンは神の人エリシャの指示に結局従い、7度ヨルダン川で沐浴し、清められる)。家屋のカビも同様に、状態によって封鎖期間が吟味され、祭司による「清い」という宣言のあと、家屋のための贖いの儀式を行う(レビ14:33-53)。封鎖期間中の家屋に入った者は夕方まで汚れ、そこで寝泊りした者は衣服を水洗いしなければならない(レビ14:46-47)。性器からの分泌物については水洗い、隔離などの処置が施される(レビ15章)。

人間の死体に触った者は7日間、汚れる。そして、3日目と7日目に沐浴すれば、清くなる(民数19:11-12)。死体に触れることで生じた不浄は一時的なものであり、沐浴と待機によって簡単に取り除くことが出来る。動物の死骸についても夕方まで待てば汚れは消える(レビ11:24-25, 27-28, 31-40)。死骸を誤って食べても、夕方には汚れはなくなる(レビ11:40)。死体に触れること事態は罪ではないが、死体に触れたにもかかわらず、不浄を取り除く処置を行わない場合、つまり、清浄規定に故意に従わない場合、該当者はイスラエル(会衆)から断たれる(民数19:13, 20)。

なお、食物規定は他の清浄規定と異なり、不浄の物を食した場合の処置が記されていない(レビ記11章、申命記14章)。つまり、規定に違反して生じた不浄を処置する方法がなく、よって違反した場合のペナルティーが見当たらない。食物規定が祭儀的不浄と道徳的不浄のどちらのカテゴリーに入るか決定することは困難である⁹。食物規定は祭儀的不浄と道徳的不浄の中間に位置すると理解できるかもしれない。ただし、禁断の食物を消費することは、違反者に明らかな汚れを被らせなくても、何らかの害を及ぼし(レビ11:43; 20:25)、聖性に反するものとして理解されているようである(レビ11:45; 20:26)。さらに重要なことに、レビ20:22-26は食物規定の違反とイスラエルの民の追放とを並置している。あとで見るように、罪に対する「民の追放」は道徳的不浄に対する罰の特徴である。よって、食物規定は、祭儀的汚れというよりはどちらかと言えば、道徳的汚れに近いところに位置していると考えてよいだろう¹⁰。

さて、食物規定を除くと、上述した清浄規定においては「汚れること」が罪や道徳 的欠如に関連づけられていない。よって、汚れに対する清めの処置は提供されるが、 それが「違反への罰」として示されているわけではない。なお、「重い皮膚病」が罪に対する罰として与えられることがいくつかの物語で報告されている。例えば、モーセの姉ミリアムはモーセがクシュの女性を妻にしていると非難したため、罰として重い皮膚病を患った(民数記12章)。その他に、司祭の特権を主張したユダの王ウジヤ(アザルヤ)(歴代誌下26章、列王記下15:5)、ナアマンから銀二キカルと着替えの服二着を騙し取ったエリシャの従者ゲハジは罰として重い皮膚病を与えられる(列王下5:20-27)、など。しかし、Klawans が指摘しているように、祭司文書(P)や神聖法集(H)に関する限りでは、「重い皮膚病」は罪とは認識されていない¹¹。このように物語での幾つかの適用例を除くと、祭儀的不浄は罪の結果から生じるものとは理解されていないことが分かる。

次に道徳的不浄について考察する。Klawans によると道徳的不浄は「偶像礼拝、性的不品行、殺人といった重大な罪による直接の結果」であると考察している 12 。これらの深刻な罪は、「いとうべきもの、忌避すべきもの、嫌悪($\beta\delta$ έλυγμα, 「いとうべきもの、忌避すべきもの、嫌悪($\beta\delta$ 6λυγμα, 「してしばしば言及されている(レビ18:22, 26, 27, 29, 30; 20:13; 申命記7:25, 26; 12:31; 13:14; 22:5; 23:18; エレミヤ32:35; 44:4; エゼキエル18:12–13など)。殺人については一度だけ「いとうべきもの」として言及されている(箴言6:17)。

他方、この用語はその他の不道徳にも適応されている。すなわち、虚偽、嘘(申命記25:16; 箴言6:17-19; 11:1; 12:22)、曲解(箴言3:32; 11:20)、邪悪(箴言8:7; 15:26)、傲慢(箴言16:5)、嘲笑(箴言24:9)など。道徳的・倫理的罪は神と神の民にとって嫌悪すべきものであるという認識が確立していることが分かる。しかし興味深いことは、祭儀的不浄の源は決して「いとうべきもの、忌避すべきもの」として言及されない¹³。また道徳的不浄は長い期間(半永久的)、該当者の社会的地位の低下や不名誉、権利剥奪、死刑あるいは民からの追放を引き起こす。例えば、民数記5:11-31は姦淫の嫌疑をかけられた女性のケースを扱っているが、女性が有罪となれば、彼女はのろいの下に生活することになる(民数記5:21-22, 27)。レビ記21章には祭司への指示として、祭司は売春による汚れを犯した女性とは結婚できないことを記している(レビ21:7, 13-14)。偶像礼拝、性的不道徳、殺人を犯した者は死罪に処せられる(レビ20:1-21; 民数35:33など)。

さらに偶像礼拝、性的不品行など重大な罪は該当者を汚すだけでなく、そのような 罪が犯されたイスラエルの土地や聖所までも汚すことが明記されており、これは道徳 的不浄がもつ汚染力の強さを物語っている。祭儀的不浄は土地への汚染力は持ち合わ せておらず、かつ、すでに考察したように該当者や該当物の不浄はあくまでも一時的 である。以下に性的不品行、偶像礼拝、殺人が聖所もしくは土地を汚すこと、またそ れらの事例が不浄と見なされていることを示す箇所をいくつか挙げる。

性的不品行 — レビ18:24-30(性的不品行によって土地は汚され、土地はそこに住む者を吐き出す)、申命記24:4(掟に準じない再婚は土地を汚す)、エズラ9:1-3, 10-12; ネヘミヤ13:30(異邦人もしくはその土地は汚れている)、アモス7:17(妻が遊女となり、その地は汚れる)、創世記34:5-13(シケムがヤコブの娘ディナと寝て、彼女を汚す)、エゼキエル24:11-13(不貞行為が拭い取ることが出来ない汚れを生じさせる)、詩篇106:39; エレミヤ13:27; エゼキエル23:17(淫行の汚れ)。

殺人 — 民数記35:30-34 (殺人は土地を汚す)。

偶像礼拝と淫行 — レビ20:1-5 (淫行によって聖所は汚され、その者は民から断たれる)、エレミヤ2:7-8 (偶像礼拝と淫行で土地を汚す)、エゼキエル23:30 (姦淫と偶像で身を汚す)。

偶像礼拝 — 創世記35:2 (外国の神々は不浄である)、エレミヤ2:23 (バアル崇拝=不浄)、エレミヤ7:30; 32:34 (偶像はエルサレム神殿を汚す)、エレミヤ19:13 (偶像礼拝=不浄)、エゼキエル22:4 (偶像=不浄)、エゼキエル36:25; 37:23 (偶像=不浄)、ゼカリヤ13:2 (偶像と汚れた霊)。

殺人と偶像礼拝 — エゼキエル36:16-18、詩篇106:36-42。

性的不品行、偶像礼拝、殺人 — エゼキエル23:38-39。

不道徳一般 — エゼキエル5:11 (「あらゆる憎むべきものと忌まわしいものをもってわたしの聖所を汚した」)、エレミヤ2:7。

また、道徳的不浄が是正されない場合、土地から民が追放され(エゼキエル36:19)、土地は荒れ果て廃墟となる(エゼキエル33:28-29; ミカ2:10)。そして廃墟となった土地の再建にはイスラエルの清めの儀式をともなう(エゼキエル36:33)。性的不品行に関しても同様であり(レビ18:25, 28)、しかし掟を守る限り、土地から追放されることはない(レビ20:22)。

罪によって生じた不浄がどのように聖所(神殿)に影響をあたえるのか考察することで、当時の清浄理解についてさらに理解を深めることが出来る。Milgrom はレビ記4章と16章に基づいて罪による聖所(及び至聖所)の汚れについて考察している¹⁴。彼によると三つの不浄の段階がある。祭壇の角に血を塗ったり、血を散布したりすることで祭壇や特定の場所を清める儀式が定められているが、それを通してどの段階でどの場所が汚れるとイスラエルの人びとが考えていたのか知ることができる。「贖罪の献げ物」の血はいわば「典礼用洗浄剤」であり、それを塗布、散布すると対象物が清められる。

最初の段階は、個人または共同体の代表者による過失の罪による汚れである。それ は臨在の幕屋(聖所)の外に位置する「焼き尽くす献げ物」の祭壇を汚すため、その 祭壇の四隅の角に血を塗ってそれを清めなければならない(レビ4:22-35)。二番面の段階は、祭司もしくは共同体全体による過失の罪である。それは臨在の幕屋(聖所)の中にある「香をたく祭壇」を汚す。よって、「香をたく祭壇」の四隅の角に血を塗ってそれを清めなければならない(レビ4:3-21)。三番目は、イスラエルの「背き(故意の罪)」 15 によるものである。それは臨在の幕屋(聖所)だけでなく、契約の箱が位置している至聖所および契約の箱の上にある「贖いの座」まで汚す。それらは血をふりかけて清められなければならない(レビ16:15-19)。

このことから罪による不浄は最悪の場合、至聖所まで汚す汚染力をもっていると理解されていたことが分かる。「焼き尽くす献げ物」の祭壇は違反者が聖所外に存在するにもかかわらず汚され、「香をたく祭壇」は祭司でない者、すなわち、臨在の幕屋に入ることが出来ない者によって汚され、至聖所も同様に汚される。多くのイスラエルの民は聖所に近づくことが出来ないにもかからず、聖所はイスラエル民衆が犯す罪によって汚される。つまり、不浄はフィジカルな接触がなくても、離れたところから聖所を汚すといういわば「磁力」のようなものを持っている、と理解されていたと思われる。これは単なる比喩ではなく、リアルなものとして理解されていたことは、献げ物の血という具体的な「洗浄剤」による清めが求められていたことからも分かる。レビ記4章、16章で言及されている罪は基本的にイスラエルの民が犯す諸々の罪を対象にしているが、偶像礼拝、性的不道徳、殺人という重大な罪が含まれているのかどうか定かでない。「過失の罪」や「背き(故意の罪)」が聖所や至聖所を汚すのであれば、偶像礼拝、性的不道徳、殺人という重大で、「いとうべき」罪がそれらを汚すことは確実だと言える。

以上の考察から祭儀的不浄に比べて、道徳的不浄は強い汚染力を持っており、それを犯した該当者、聖所、さらには土地を汚す。その不浄は現実味を帯びたリアルなものであり、当然、法的、社会的制裁を伴う。さらに、土地を汚すだけでなく、そこに住む民が追放される事態にも発展することがある。このような清浄理解を古代ユダヤ教徒たちは持っていた。パウロがこのような理解を継承していたことを示す直接的な証拠はない。しかし、旧約聖書は第二神殿時代のユダヤ教倫理に影響を与え、その時代に産出された諸々のユダヤ教文書はそれを基盤にその時代の道徳的エトスを作りだしていた16。旧約聖書やそれを起点とした第二神殿時代の文書を通して当時のユダヤ人たちは彼らの道徳的伝承を継承していった。このことはパウロにおいても例外ではなかった。道徳的不浄がもつ特有の「汚染力」は、本小論では取り上げなかった第二神殿時代のユダヤ教文献にも見られる(1エノク書、ヨベル書、神殿の巻物、ダマスコ文書、十二族長の遺訓、ソロモンの詩篇、など)。

パウロは食物規定や割礼など祭儀的律法を相対化あるいは実質上廃棄したが(ロマ 14:14, 20; 1コリ7:19; ガラ6:15)、このことはユダヤ教の道徳的エトスを放棄したことを意味しない。彼が残した手紙には隣人愛をはじめ(ロマ13:8-10)、倫理勧告が散見される(1コリ5:11; 6:9-10; ガラ5:16-26; 1テサ4:3-12)。その言説はユダヤ教徒として培ってきた倫理観・価値観によって支えられていたと思われる。パウロにとって性的不品行である π opveí α は聖霊の神殿である信仰者を汚し、信仰共同体全体も汚してしまうものであった。強力な汚染力をもつ π opveí α を取り除くことに彼は懸命にならざるを得なかった。信仰共同体はキリストの「贖罪の血」がすでに注がれ、それによって一回的に清められたのであるから(ロマ3:24-25; 1コリ5:7)、汚れを決して生じさせてはいけなかったのである。

次にパウロが π opvεία を汚れたものとして認識していることを確認したあと、黙示的終末論という世界観における π opvεία を1コリント5-7章を中心に考察していく。

3. パウロ書簡における πορνεία と ἀκαθαρσία 17

ローマの信徒への手紙1章24節

この箇所でパウロは異邦人の罪に対する裁きを語っている。神の存在を知りなが ら、偶像礼拝に陥った異邦人たちに対する罰として、神は異邦人たちを ἐπιθυμίαι (情欲) に置き、 $\dot{\alpha}$ καθαρσία (汚れ) の中へと引き渡した。そして彼らは自らの体を 互いに辱しめるに至った(ἀτιμάζεσθαι)、と。パウロは、ἐπιθυμίαι、ἀκαθαρσία、 άτιμάζεσθαι という用語を使用しながら、異邦人の偶像礼拝を故意の罪として断罪し ている。上述したように、故意の罪は過失より重大であり、至聖所をも汚すことが出 来る。ἐπιθυμίαιという用語自体からパウロは何らかの性的不品行を想定しているこ とが推察できるが(ロマ6:12; 13:14; ガラ5:16; 1テサ4:5)、このことは続く節で明らか になる。すなわち、神は πάθος ἀτιμίας(恥ずべき情熱)に異邦人たちを引き渡し (26節)、彼ら・彼女らが自然に反したἀσχημοσύνη (見苦しいこと・恥辱・陰部)を 営むに任せた(26-27節)。具体的には同性愛的営みが示唆されている。ἀσχημοσύνη と性的不品行を関連づけることは旧約聖書にもよく見られ(レビ18:7-18; 20:17-21; エ ゼ23:10, 18)、同性愛は「嫌悪すべきもの(βδέλυγμα, コンツ)」のひとつである(レビ 18:22; 20:13) 18。ἀκαθαρσία の中へと引き渡されることは、すなわち、性的不品行(同 性愛)に従事することであり、パウロは性的不品行と ἀκαθαρσία を同一視している ことが分かる。その汚染力についてここでは言及していないが、偶像礼拝と同性愛は 重大な罪であり、その汚れを認識していることは明らかである。

ローマの信徒への手紙6章19節

この箇所でパウロは洗礼を通してキリストの死を共有し、今やキリストと共に生きる信仰者の姿を描いている。信仰者はもはや罪の奴隷ではなく、義の奴隷・神の奴隷として生きるのである、と。その議論の中で彼は信仰者の過去について言及し、彼ら・彼女らがἀκαθαρσία と ἀνομία(不法)の中に生きていたと表現する。過去の営みとは「今では恥ずかしいと思う(ἐπαισχύνομαι)」類のものである(ロマ6:21)。具体的な内容は明記されていないが、ἐπαισχύνεσθαι はロマ1章で同性愛的営みを断罪する際、使用された幾つかの用語を連想させる。すなわち、ἀτιμάζεσθαι(ロマ1:24)、ἀτιμία(1:26)、ἀσχημοσύνη(1:27)。どの用語も基本的に「恥辱」を意味するものである。さらに ἐπαισχύνεσθαι の関連語である αἰσχύνη(恥辱、不名誉)は、セプトゥアギンタでは道徳的欠陥や裸、性的不品行を示すときに使用されている(1サム20:30;箴言9:13;イザヤ20:4;47:3;エゼ16:36,37;22:10;23:10など)。これらのことから、ἐπαισχύνεσθαι は異邦人たちがかつて従事していた恥辱、すなわち、性的不品行を含む諸悪徳を示していると考えてよいであろう。パウロはそれらを ἀκαθαρσία であると断罪している。

コリントの信徒への手紙二12章21節

ここではパウロは三度目のコリント訪問に際して三つの問題を扱っている(2コリ 12:11-13:10)19。それらは援助辞退に関して(12:11-16)、献金運動に関して(12:16-18)、そしてコリント教会の騒乱・混乱に関して(12:19-21)である。三つ目の問題 でパウロは、争い、ねたみ、怒り、党派心、高慢、騒動などコリント教会の騒乱・混 乱について言及し、なかでもἀκαθαρσία、πορνεία、ἀσέλγεια を特筆している (12:21)。これら三つの事柄を他の悪徳から分けて、注視していることは13:2の言葉遣 いからも分かる。13:2で「以前罪を犯した人々」と「他のすべての人々」と区別しな がら、両者に対して警告を発しているが、12:21と同じ動詞 (προαμαρτάνειν) を使用 していることから、13:2の「以前罪を犯した人々」とは性的不品行を犯した人々を念 頭に語っている可能性が高い。この見方が正しければ、「他のすべての人々」とは争 い、ねたみ、怒りなどその他の問題を起こした人々を示していることになる。 ἀκαθαρσία、πορνεία、ἀσέλγεια が具体的に何を表わしているのか定かでない。それ らが過去に生じた不品行であり、当該者がまだ悔い改めていない可能性が示されてい ることから、1コリ5-7章で議論された性的不品行との関係を指摘することができる。 また、該当者たちが悔い改めない場合、パウロは自分自身が「嘆き悲しむ」(12:21) ことを予期している。ここでは動詞 πενθεῖν が使用されているが、パウロ書簡ではそ の他に一度だけ出てくる。それは1コリ5:2で近親相姦が生じたことについて無関心・

無責任であるコリントの信徒たちに「嘆き悲しむ」ことを問いかけたときである。 $\pi \epsilon v \theta \epsilon i v$ は人間の死や神からの罰に起因する悲しみなどを表現するときによく用いられる 20 。悲しみを表現するために、 $\kappa \lambda \alpha i \epsilon v v$ (ロマ12:15; 1コリ7:30; フィリ3:18) や $\lambda v \pi \epsilon i v$ (ロマ14:15; 2コリ2:2, 4, 5; 6:10; 7:8, 9, 11; 1テサ4:13) を使用せず $\pi \epsilon v \theta \epsilon i v$ を2回ともコリントの信仰共同体における性的不品行に関して用いていることは注目に値する。このことは1コリ5章の性的不品行者と2コリ12:21の性的不品行者が同一人物であることを証明するものではないが、コリントの信仰共同体では継続してこの種の問題が生じ、パウロはそれを信仰者が喪失するに等しい痛手であると感じていたことを示している。

πορνεία と ἀσέλγεια と併記された ἀκαθαρσία は具体的にどのような不品行を示すのか分からない。しかし他の二つは明らかに性的な不品行を示す用語であり、 ἀκαθαρσία も何らかの性的不品行を示していると考えるのが自然であろう。この3つの悪徳のセットは「肉の業」としての悪徳表を記すときにも使用されている(ガラ5:19)。いずれにせよ、パウロにとって性的不品行と ἀκαθαρσία は切り離すことが出来ないものとして認識されていることが分かる。この認識は1 τ +4:3-8においても確認される。

テサロニケの信徒への手紙一4章3-8節

この箇所はパウロの清浄理解を吟味する上で最も重要なテキストの一つである。わずか数節で聖なる生活のための倫理勧告が端的に語られているが、冒頭で信仰者の $\dot{\alpha}$ γιασμός (聖なること) が神の意思であることが告げられ (4:3)、最後に再び神が $\dot{\alpha}$ γιασμός に信仰者を招いていることが語られる (4:7)。勧告の内容が $\dot{\alpha}$ γιασμός という用語でサンドイッチのように挟まれていることが分かる。

その内容とは πορνεία を避け (4:3)、それぞれの妻 $(σκεῦος)^{21}$ を「聖性・聖さと尊敬の念を持って (ἐν ἀγιασμῷ καὶ τιμῆ)」娶り・獲得し (4:4)、神を知らない異邦人のように、「欲望の情熱を持って (ἐν πάθει ἐπιθυμίας)」振る舞うことがないように (4:5)、そしてこのことに関して兄弟に対して不法を働いたり・越権行為を働いたり (ὑπερβαίνειν)、むさぼったり (πλεονεκτεῖν) しないように勧告している (4:6)。なぜなら信仰者への神の招きはἀκαθαρσία ではなくάγιασμός にあるのだから、と (4:7)。

「聖性と尊敬の念をもって妻を娶る」とは具体的に何を表すのか定かでない。娶ると 訳出した $\kappa \tau \hat{\alpha} \sigma \theta \alpha \iota$ を起動的 (ingressive) に捉えるか、あるいは継続的に (durative) 解釈するかでニュアンスが変わる 22 。起動的に解釈すると、女性と婚姻関係に入る方法・作法が「聖性と尊敬の念」に満ちていなければならない、ということになる。他方、継続的に解釈すると婚姻関係における振る舞いが「聖性と尊敬の念」

をもって実践しなければならない、となる。 $\kappa \tau \hat{\alpha} \sigma \theta \alpha 1$ を継続的に訳出することには困難さが伴うので 23 、文法的には「娶る」「獲得する」と訳出するのが良いであろう。しかしこのことは妻を獲得したあとの生活についてパウロの念頭には何もなかったということではない。1 テサ4:1-12 で彼は継続した信仰生活について述べており、それゆえ婚姻の入り方だけでなく婚姻後の生活も視野に入れていたと考えてよいであろう。つまり、夫は妻に尊敬の念をもって接し、結婚生活を汚すようなことはしないように、と。これと対照的な生活として「欲望の情熱をもった異邦人の生活」が言及されているのである(4:5)。すでに見たように $\epsilon \pi \iota \theta \upsilon \mu \iota \alpha$ が性的欲望として使用されており(ロマ1:24; 6:12; 13:14; 150 150 151

 $\pi\lambda$ εονεκτε \hat{i} ν は「騙す、騙し取る」、あるいは「他人を利用する」を意味する 24 。協 会訳「だます」、新共同訳「欺く」、フランシスコ会訳「あざむく」、岩波訳「貪りを 為す」となっているが、いくつかの理由で岩波訳が最もふさわしいと思われる。ま ず、この単語が使用されている6節が直前の4、5節と並列関係にあると考え、4、5節 で扱っていた性的不品行のテーマを6節でも扱っていると考えることができる。次 に、πλεονεκτεῖν には「騙し取る」という意味が含まれるが、わざわざ商業的ニュア ンスを読み取る必要はなく、同系の単語に πλεονεξία 「貪欲、貪り、強欲」⁵⁵ があるよ うに、πλεονεκτεῖν も「貪る」を意味すると理解する。さらに、パウロは πόρνος (性 的不品行者)と πλεονέκτης (貪欲な者)を密接に捉えることがある (1コリ5:11。た だし1コリ6:9-10では二つの単語は離れて使用)。これらのことから πλεονεκτεῖν が使 用されている6節が4-5節とは違う新しい話題を導入しているのではなく、性的不品行 に関する「貪る」行為を言及していると考えることが出来る²⁶。従って協会訳や新共 同訳のように「だます」という訳よりは「貪る」という表現のほうがよりふさわし い。それゆえ、 $\pi\lambda$ εονεκτεῖν に続く副詞句にある $\piραγμα$ は商売の取引に関することで はなく、性的事柄を示していることになる。兄弟に対する ὑπερβαίνειν (「不法をな す、越権行為をする」) や πλεονεκτεῖν (「貪る」) と表現できる性的行いとは、具体的 には姦淫を示していると言えるだろう27。5節で「異邦人のように情欲におぼれない ように」と勧告しているが、ἐπιθυμία(情欲)の動詞形 ἐπιθυμέω は姦淫を禁じた十 戒に出てくる (「隣人の妻を貪るな οὐκ ἐπιθυμήσεις」(出20:17))28。

以上の考察から、1テサ4:3-8においてもパウロはπορνεία(特に姦淫を含む)と ἀκαθαρσία を同一視し、そのような汚れた生活を避けるように、そして聖なる生活を するように勧告していることが分かる。

4. 黙示的終末論における πορνεία

文化人類学的知見によると「汚れ」は「孤絶した事象」ではあり得ず、「諸観念の体系的秩序との関連」においてしか生じ得ないものであり、「汚れ」はその体系における「場違い」「無秩序」を意味する²⁹。πορνεία という「汚れ」が生じた、あるいは生じる可能性が高いと判断したパウロはそれを回避すること、あるいは、除去することに懸命である。それは体系的秩序としての信仰共同体(聖性)を守るためであったと言える。

汚れに対する脅威は、パウロが持っていた黙示的終末論における善悪二元論に関係していると思われる。むろん、πορνεία は内部から発生したものであるが、発生した時点で外部からの侵入者と同定され(「場違い」「無秩序」)、悪の化身、悪のエージェント(作用者)的存在として認識され得る。πορνεία がもつ強い汚染力と善悪二元論との相乗効果により、パウロは黙示・終末論的敵の表象として πορνεία を捉えていた可能性がある。

このような古代人の信心を、わたしたち現代人は「擬人化された危険」、「原始的恐怖」、あるいは「迷信的恐怖」などと表現するかもしれない³⁰。なぜなら、現代人の伝染・感染についての理解は病原菌による症状という科学的所見に基づいて形成されるが、他方、原始的宗教が抱く「悪霊」、「サタン」など悪のエージェントが関わる危険・恐怖は科学的根拠がなく、非科学的と見なされるからだ。しかし、このような相違があるにもかかわらず、侵入・汚れ・無秩序に対する恐れや嫌悪感は現代人も古代人も共通したものであると言える³¹。

黙示的終末論における悪の代表格はサタンである。パウロは「サタン」という用語をあまり使用していないが(ロマ16:20; 2コリ2:11; 11:14; 12:7; 1テサ2:18)、性的不品行の問題が扱われている1コリント5章~7章で2度もサタンに言及していることは注目に値する(1コリ5:5; 7:5)。さらに1コリント書全体を通してパウロが諸々の問題を黙示・終末論的二元論の観点から捉えていることも理解しておくべきである 32 。この二元論において π opveí α が神に敵対する勢力・敵陣に属しているものとして認識され、 π opveí α 自体は擬人化されていないが、敵対勢力の表象としてパウロは捉えていた可能性があると思われる。

強い汚染力をもった πορνεία を排除する作業、あるいは未然に防ぐ方策は当然、体系的秩序である信仰共同体の連帯強化・境界線作りを要請してくる。以下に、パウロがこの世とエクレシア(信仰共同体)との境界線作りをしていること、エクレシアの外部は悪の勢力が働いているサタンの領域であると見なしていること、そして πορνεία がその領域に属するものであり、それゆえエクレシア内部における πορνεία

の発生はたいへんな脅威であるとパウロが考えていることを1コリント5章~7章を中心に考察する³³。

5章で ὁ κόσμος (この世) は不道徳で、堕落しており、すなわち、道徳的不浄に満ちているとパウロは見なす (1コリント5:10-11)。5章の悪徳(みだら、強欲、偶像礼拝、悪口、酩酊、略奪)のすべてが6章の悪徳表に含まれているが、そのような道徳的不浄を犯す者は「神の国」を受け継ぐことが出来ない(1コリント6:9-11)。また性的不品行は、偶像礼拝とならんで異教世界の典型的悪徳であることをパウロは認識している(ロマ1:24-32;1テサ4:5、など)。信仰共同体はこの世である異教世界との境界線を堅持するために不道徳な内部者(οἱ ἔσω)を裁くことが肝要であり、不道徳な外部者(οἱ ἔξω)は神の裁きに委ねることが求められる(5:12-13)。ここに神の国を受け継ぐ信仰共同体と神の国を受け継ぐことが出来ない道徳的不浄に満ちた異教世界という社会的二元論を読み取ることが出来る34。

6章前半ではこの世の裁き手は ἄδικοι(不義な者)として見なされ(6:1)、尊敬に値しないものであり(6:4)、不信仰者(6:6)と描写される。これはこの世に対する否定的、敵対的評価であるが、この世的価値観(知恵、権力、社会的地位)の無効を主張する1:27-29に通じるものである。他方、エクレシアを構成するキリスト信仰者は ἄγιοι(聖なる者たち)(6:2)であり、ἀδελφοί(兄弟たち)(6:5, 6, 8)である。事実、この書簡の冒頭でコリントの信者はキリストイエスによって聖なる者とされた人たち(ἡγιασμένοι ἐν Χριστῷ Ἰησοῦ)、召されて聖なる者とされた人たち(ἡγιασμένοι ἐν Χριστῷ Ἰησοῦ)、召されて聖なる者とされた人たち(ἡγιοι)(1:2; ロマ1:7)と呼びかけられている。さらに、不正な外部者と聖なる者との区別が黙示・終末論的裁きのモチーフと絡んでいるのが注目に値する。すなわち、エクレシアのメンバーである聖なる者たちがこの世を裁くのであって35、その逆ではない。さらに天使でさえ、エクレシアの聖なる者たちは裁くのである。このように、聖なる者・内部者・エクレシアとこの世の不義な者・不信仰者・外部者という二分化をパウロは前提としていることが分かる。

7章後半においてもこの世と信仰者の営みという構図が見られる。パウロは結婚に伴う「この世の苦労」($\theta\lambda$ îψις τῆ σαρκί) (7:28) に言及しているが、この用語はしばしば神の審判、終末の描写で使用される 36 。どのような具体的な状況を思い描いていたのか定かでないが、おそらく、彼はいち黙示思想家として、戦争、飢饉、地震(マルコ13:7-8; 2バルク70:6-8)、人々の衝突(1エノク100:1; ヨベル23:19; 4エズラ6:24; ミカ7:6; マルコ13:12; マタイ10:34-36)、略奪と荒廃(ゼファ1:13)などを念頭に置いていただろう 37 。また、パウロは既婚者が主のことよりはむしろ「この世的なこと」($\tau\alpha$ τ 0 $\hat{\nu}$ 0 κόσμου) に心を奪われることを嘆いている(7:32-35)。無論、彼はこの世から出て行くことを指導していないが(5:10)、この世と距離をとることを勧告している。

そうでなければ信仰者はこの世的な事柄や困窮ゆえに自分自身を見失う、と。「差し迫った危機」($\hat{\eta}$ ενεστῶσα ἀνάγκη)が飢饉によるコリントにおける経済的あるいは政治的危機をしめすのか定かでないが(7:26)、「この世の形」(τὸ σχῆμα τοῦ κόσμου τούτου)が過ぎ去っていくことは確実視されている(7:31)。このように、結婚についての議論を通してもこの世とエクレシアの境界を意識していることが分かる。

この世との境界線作りは、1コリント書全体に見られるものであり³⁸、パウロはこの世から出ていくことはできないとしながらも、エクレシアとこの世との断絶をはっきりと認識、提示していることが分かる。「この世」対「エクレシア」という社会的二元論はしかし、黙示思想のもう一つの特徴である宇宙的二元論と協働していることを忘れてはならない。

πορνεία は内部で発生したのであるが、それは体系的秩序にとって「場違い」「無秩序」であるため、善悪二元論においては「悪」の陣営に属することになる。よって、内部で発生したにもかかわらず、それは外部からの侵入者と見なされる。宇宙的二元論において善と悪の勢力は時空を超えて常に緊張関係、戦闘態勢にあるので、悪の侵入者に対して善の陣営である信仰共同体側は反撃・防御することが喫緊の課題となる。πορνεία を犯した者を排除する宣告は反撃の最たるものである(1コリント5:3-5)。コリントの信徒たちが集まっているところにパウロのπνεῦμα が主のδύναμις と共に臨在し、まさにその機会に信仰共同体は σάρξ の ὅλεθρος (破壊) 39 のために不品行者をサタンに引き渡す(4-5節) 40 。 σάρξ は πορνεία が体現したところであり、今やそれは πορνεία と同一視されていると考えてよいであろう。主は終末時にあらゆる悪の勢力を破壊する威力を持っており(1コリ15:24-26; ロマ16:20)、この宣告は主による終末審判の先取りと言えるだろう。そしてこの背後には、パウロのπνεῦμα と主のδύναμις からなる陣営と滅びに至る σάρξ および πορνεία が属するサタンの陣営という宇宙的二元論が前提とされていることが分かる。

10:14-22においても同様の二元論がみられる。偶像礼拝を避けるよう勧告する際、パウロは主の食卓か異教の食卓かという二者択一を提示する。主の杯とパンを共有することはキリストの体に参与することであり、キリストの体におけるエクレシアの一致を形作るものである。それゆえ、主の食卓の参加者・経験者は他の神もしくは力・諸勢力(ここでは異教の祭儀に臨在する δαιμόνια)に参与することはできない。これは、エクレシアでは主の支配が、他方その外部では悪霊の支配があることを示している。両勢力は拮抗、敵対しており、両陣営に同時に属することはできないのである。エクレシアは神の国を体現しつつあり(1コリント4:20)、将来的にそれを受け継ぐ(6:9-10; 15:23-24, 50)。すなわち、エクレシアは来るべき時代の神の国を先取って存在しているのである。洗礼と主の食卓(聖餐)の参加者・経験者はキリストの体に

融合されており、エクレシアに組み込まれ、神の支配に守られている。しかしながら、その保護は不道徳や偶像礼拝によって破壊され、最終的には信仰者といえども滅びの陣営に舞い戻る可能性がある。荒野でのイスラエルのエピソードはその良い例であることをパウロは提示している(10:1-13,22)。

また、上で少し触れたが、エクレシアのメンバーはこの世だけでなく、天使さえ裁 くことができる(6:3)。天使を裁くという思考は「堕落天使」に対する終末的裁きを 反映している(2ペトロ2:4; ユダ6-7)。堕落天使の伝承は創世記6:1-4を論拠に悪の起 源を説明する原因譚のひとつとしてユダヤ教黙示思想のなかで発展し(1エノク6: 13: 14: 15: 67-69: ヨベル5: 10: ダマスコ文書2:15-20など)4、初期キリスト教にも流布して いた。そして堕落天使の犯した罪とは人間の女性との性的不品行、すわなち、 πορνεία である。天的エージェントと πορνεία の関連はその他に、ルベンの遺訓4:7. 11; 6:3、シメオンの遺訓5:3ダマスコ文書4:15-17などにも見られる。また1コリ7:5では 情欲を制御できない信仰者にサタンが臨んで、πορνεία を生じさせる危険性をパウロ は指摘している。ロマ8:38では神の愛から信仰者を引き離そうとする天使の存在や1 コリ4:9では神に仕える献身的な盲教者たちが天使に興味本位で見られる様を述べて いる。このようにパウロは当時のユダヤ教黙示的世界観を共有しながら、πορνεία と 連携した悪のエージェント(サタンであれ天使であれ)がエクレシアの外部にうごめ いており、それらが機会をとらえて信仰者に介入する危険があるということを認識し ていたと言える(上記以外にも2コリ2:11: 4:4: 11:4: 12:7: 1テサ2:18: ロマ16:20: ガラ $4:9)_{\circ}$

同様の認識は天使のために女預言者に被り物を着用することを勧告するところにも読み取ることができる(1コリ11:2-16)。この箇所については髪型や被り物、天使の役割など多岐にわたる解釈が可能であり、研究者間で意見の一致はない 42 。しかし最近のいくつかの研究が当時のギリシア・ローマの医学書(ヒポクラテス、ソラヌス他)などからの証言をもとに、女性の髪もしくは頭部は女性の生殖器の一部(あるいは子宮)を示し、その保護あるいは隠蔽のために女性が被り物を着用することを求められることがあったことを論証している 43 。また預言活動は天的エージェントが人間の体の中に侵入してくる重大な機会である 44 。これらのことから、被り物なしで預言活動を行うことは、女性が無防備な状態で天使に晒されることを意味し、結果として性的行為を誘引することになる(参照、ルベンの遺訓5:6)。この解釈に基づくならば、この箇所でパウロは天使と女預言者との性的関係が生じること、具体的には、天使が女預言者を陵辱することを危惧していたと考えることが出来る。パウロは堕落天使の二の舞が生じること、すなわち π opveí α が生じることを危惧していたことになる。

5. まとめ

以上の考察から、πορνεία (性的不品行)の問題をパウロは社会的二元論 (社会的舞台)と宇宙的二元論 (宇宙的舞台)と両次元で捉えながら、エクレシアの外縁の強化を試みていることが分かった。πορνεία の問題が単なる社会 (人間)の次元で異教徒とキリスト信仰者の相違を示すだけでなく、神の勢力と悪の勢力という宇宙的エージェント間の拮抗関係という構造も抱えていることが分かった。このことはパウロがπορνεία を黙示・終末論的敵の表象として理解していたことを示唆するものと言えるだろう。

πορνεία は強い汚染力(磁力)を持ち合わせ、道徳的不浄にまみれたこの世に属し、神に敵対する悪の勢力がうごめく領域に属するものである。エクレシアの外部に属すべきものが内部に発生することは大きな脅威であった。秩序と聖性を保持するためにはパウロは断固とした態度(性的不品行者の追放)とそのような事態が生じないための最善の防止策(結婚の勧め)を講じる必要があったのである。

注

- 1 本稿は第50回関西新約聖書学会(2009年6月15日 於 日本基督教団東梅田教会)における研究発表 に加筆、修正したものである。
- 2 「十二族長の遺訓」、『聖書外典偽典』5(教文館、1976年)。
- 3 このことは πορνεία とその派生語が繰り返し使用されていることからも裏付けられる (πορνεία 5:1; 6:13, 18; 7:2; πόρνη 6:15, 16; πόρνος 5:9, 10, 11; 6:9; πορνεύω 6:18)。
- 4 M. M. Mitchell, *Paul and the Rhetoric of Reconciliation* (Louisville, Kentucky: Westminster/John Knox Press, 1991) 112-125など。
- 5 B. Witherington, *Conflict and Community in Corinth* (Grand Rapids, Michigan: Wm B. Eerdmans, 1995) 12-16など。
- J. Neusner, The Idea of Purity in Ancient Judaism with a Critique and a Commentary by Mary Douglas (Leiden: E. J. Brill, 1973); J. Milgrom, Leviticus 1-16, 17-22, 23-27: A New Translation with Introduction and Commentary (New York: Doubleday, 1991-2001); J. Klawans, Impurity and Sin in Ancient Judaism (Oxford: Oxford University Press, 2000).
- 7 Klawans, Impurity and Sin, 23-25.
- 8 旧約聖書で言及されている皮膚疾患が「ハンセン病」と同一であるかは定かでない (D. P. Wright, *Harper's Bible Dictionary*, 555)。
- 9 Klawans, Impurity and Sin, 31-32。参照、Milgrom, Leviticus 1-16, 704-742
- 10 Klawans, Impurity and Sin, 31-32.

- 11 Klawans, Impurity and Sin, 25。なお、重い皮膚病の不浄の継続の度合いは、物語によってまちまちである。ミリアムの場合、彼女は7日後に陣営に戻ることが許されており、罰は一時的であったが(民数12:14-15)、ウジヤ王の場合、死ぬまで重い皮膚病を患った(歴代下26:21)。症状がある限り、その人は汚れており、その人は独りで宿営の外に住まねばならない(レビ13:46)。
- 12 Klawans, *Impurity and Sin*, 26°
- 13 Klawans, Impurity and Sin, 172°
- 14 Milgrom, *Leviticus 1-16*, 253-58_o
- 15 は神への謀反など最悪の罪を示し得る (Milgrom, Leviticus 1-16, 1034)。
- 16 B. S. Rosner, *Paul, Scripture and Ethics* (E. J. Brill: Leiden, 1994) 26-58°
- 17 真正性について議論があるため、2コリ6:14-7:1は考察の対象外とする(2コリ6:17 ἀκάθαρτος)。
- 18 パウロは βδέλυγμα の用語を使用していない(参考、マタイ24:15; マルコ13:14; ルカ16:15; 黙17:4, 5; 21:27)。
- 19 Cf. V. P. Furnish, II Corinthians: A New Translation with Introduction and Commentary (New York: Doubleday, 1984) 563°
- 20 EWNT. TDNT
- 21 σκεῦος は「物、器、道具」を意味し、比喩的に「人間のからだ」を指して使用されることもある (Bauer, *Greek-English Lexicon*, 754)。κτάομαι「獲得する」の目的語として「自分の器、からだ」はそ ぐわない。よって、ここでは、婉曲的に妻を示していると考えるのが自然である。
- 22 A. J. Malherbe, *The Letters to the Thessalonians* (New York: Doubleday, 2000) 227_o
- 23 Malherbe, the Thessalonians, 228°
- 24 Bauer, Greek-English Lexicon, 667.
- 25 Malherbe, the Thessalonians, 231; Bauer, Greek-English Lexicon, 667.
- 26 Malherbe, the Thessalonians, 232.
- 27 Malherbe, the Thessalonians, 231.
- 28 パウロは οὖκ ἐπιθυμήσεις を2度引用している(ロマ7:7; 13:9)。また「肉の業」を説明するとき(ガラ5:17)や偶像礼拝と不品行を描写する際にも(1コリ10:6)、ἐπιθυμεῖν を使用している。
- 29 メアリ・ダグラス『汚穢と禁忌』(筑摩書房、2009年) 112、116頁。
- 30 メアリ・ダグラス『汚穢と禁忌』(筑摩書房、2009年)64頁。
- 31 昨今の新型インフルエンザに関する一般の人々の反応はその一例である。侵入・汚れ・無秩序に対して私たちがいかに敏感であるか実証された。ウィルス侵入防止の科学的根拠がなくとも罹患者でない 多数の人々がマスクを着用する傾向にあった。
- 32 E. Adams, Constructing the World (Edinburgh: T & T Clark, 2000) 105-07.
- 33 T. L. Carter はメアリ・ダグラスのグループ・グリッドのモデルを使いながら、パウロが築き上げよ うと目指したエクレシアは分派 (sect)・少数集団 (enclave) のカテゴリー (高グループ・低グリッ

- ド)に入ることを論証している (*Paul and the Power of Sin* [Cambridge: Cambridge University Press, 2002] 45-77)。
- 34 W. A. Meeks は黙示的世界は宇宙的二元論、時間的二元論、社会的二元論という三つの二元論によって特徴づけられると主張している ("Social Functions of Apocalyptic Language in Pauline Christianity," in *Apocalypticism in the Mediterranean World and the Near East*, ed. D. Hellhom [Tubingen: J. C. B. Mohr, 1983] 687-89)。
- 35 選ばれた者がこの世・国を裁くという思考は黙示的文書によく見られるものである (ハバクク書註解 [1QpHab] 5:4; 1エノク38:5; 95:3; 98:12; 黙20:4など)。
- 36 ダニ 12:1; ハバクク 3:16; ゼファ1:15; マルコ13:19, 24; マタイ 24:9; ヨハネ16:21, 33; 使14:22; 2テサ1:6; 黙2:10; 7:14など。
- 37 その他に、12の災い (2バルク27)、天上界の大変動 (4エズラ5:4-5; 7:39-42; マルコ13:24-25)、大地 の荒廃 (4エズラ5:1-3; ヨベル23:18)、未熟児・奇怪な子供 (4エズラ5:8; 6:21)、遺児、捨て子 (1エノク99:5; マルコ13:17)、政情不安 (4エズラ9:3) など多岐にわたる表象が黙示的文書に描写されている。
- 38 Adams, Constructing the World, 105-49。この世への否定的評価はこの書簡に随所に見られる:「この世の知恵」(1:18-2:16; 3:18-20)、「この世の滅びゆく支配者たち」(2:6)、「不道徳な世」(5:13, 13)、「不義の世」(6:2, 9-10)、「裁かれる運命にある世」(6:2)、「この世の苦労」(7:28)、「過ぎ去る世」(7:31)、「この世的なこと」(7:32-35)、「裁かれる運命にある世」(11:32)、「滅びの運命にあるすべての支配、権威、勢力」(15:24)。
- 39 ὄλεθρος は1テサ5:3で来たるべき終末的破壊に言及するときに使用されている。
- 40 サタンに引き渡すことで肉の滅びを宣言することの意味について、詳しくは拙論「第一コリント5章5 節についての一考察 —— 終末論的霊肉二元論の観点から ——」『基督教研究』71巻1号(2009年6月)83 -100頁を参照。
- 41 D. S. Russell, The Method and Message of Jewish Apocalyptic (London: SCM Press, 1964) 249-254.
- 42 例えば、E. S. Fiorenza は東ねず乱れた髪はディオニソスやイシスなど異教祭儀に仕える巫女たちに 典型的なものであり、礼拝に臨在する天使は預言の言葉を媒介する役割を持っていたと解釈している (*In Memory of Her* [New York: Crossroad, 1983] 226-233)。ある研究者は礼拝の秩序や形態を監視・保護する守護天使的役割を指摘する(J. A. Fitzmyer, "A Feature of Qumran Angelology and the New Testament," *NTS* 4 [1957-58]: 48-58; C. K. Barrett, *The First Epistle to the Corinthians* [London: A & C Black, 1968] 253-54)。
- D. B. Martin, The Corinthian Body (New Haven: Yale University Press, 1995) 233-249; T. W. Martin, "Paul's Argument from Nature for the Veil in 1 Corinthians 11:13-15: A Testicle Instead of a Head Covering," JBL 123 (2004): 75-84.
- 44 Martin, The Corinthian Body, 239-42.